

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第1次回答

管理番号

18

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

地方税法第 20 条の 11 に基づく税務署の調査協力についての対応改善

提案団体

松戸市

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民健康保険料の滞納処分に必要となるため、国民健康保険料についても地方税と同様に市町村が税務署に対して、地方税法第 20 条の 11 に基づき資料の閲覧又は提供その他の協力を求めた場合において、協力に応じるものとする通知等をするよう求める。

具体的な支障事例

国民健康保険料の滞納処分に関しての調査のため、地方税法第 20 条の 11 により、税務署に対して、関係書類の閲覧協力を求めると、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」（平成9年3月 21 日）（国税庁長官・自治事務次官）の対象とされていないことを理由に、税務署から協力を拒まれた事例がある。地方税法第 20 条の 11 の協力要請に応じるか否かは税務署が行政目的を阻害するおそれがあるかどうかについて案件ごとに判断すべきであって、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」の対象とされていないことをもって、協力に応じないことは適当とはいえない。税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国税庁から税務署に対して、市町村が国民健康保険料の滞納処分に必要な情報を求めた場合には協力に応じるよう通知等されれば、税務署から十分かつ円滑な協力が得られることになり、国民健康保険料の滞納整理がより円滑に遂行することができる。

根拠法令等

国民健康保険法第 79 条の 2
地方自治法第 231 条の 3 第 3 項
地方税法第 20 条の 11

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

船橋市、横浜市、川崎市、神戸市、鳥取県、玉野市、高松市、東温市、熊本市

○本市においては、同様の支障事例はないが、今後同様の事例が生じた場合には、提案市と同じく、徴収事務に支障がでるため。
また、税務署ではないが、他の自治体の税部門へ照会した際にも、公課（国民健康保険料）であることを理由に

協力要請を拒否されたことがあり、必要な情報が収集できず、滞納整理事務への支障が生じる事例があった。

○国民健康保険料の滞納処分についての調査のため、国税徴収法第146条の2により、他市に対して、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供を求めたところ、地方税法第22条を理由として、本人の同意書がなければ協力を拒まれた事例がある。他市の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。

○国民健康保険料に係る滞納処分についても、その法的根拠は国民健康保険税と同様、地方税法に準じているところであり、また、安定的な国民健康保険制度の運営に向けては、確実な保険料(税)の収納が必要不可欠なことから、滞納整理の円滑な遂行のために、保険料と保険税による区別なく、税務署においては協力に応じていただきたく、その一助として国から通知等を発出することは必要であると認識している。

○本市においても、税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。

各府省からの第1次回答

市町村による国民健康保険料の滞納処分の実施にあたっては、対象となる被保険者に関する資料の収集のため、金融機関や税情報を保有する税務署をはじめとした官公署に協力を依頼することがある。

しかしながら、税務署の職員には、国税通則法第127条により一般の国家公務員よりも重い守秘義務が課されていることから、個々の納税者に関する情報は慎重に取り扱うことが求められており、税目的以外の目的で他の行政機関に提供することは困難である。

なお、所得税等については、税務署から市町村の税務所管部局に対して情報提供されていると想定されるため、国税徴収法第146条の2(※)の規定に基づき、市町村の税務所管部局に対して照会することで確認することが考えられるほか、各市町村において同一滞納者に対して一体的な対応を進めていくことで、滞納処分を円滑に進めることができると考えられる。

※ 国民健康保険料については、国民健康保険法79条の2の規定において地方自治法231条の3第3項に規定する「法律で定める普通地方公共団体の歳入」とされており、当該規定においては地方税の滞納処分の例により処分することができるため、地方税法に規定するところに従い国税徴収法における滞納処分に関する規定を準用することとなる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第1次回答

管理番号

59

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正

提案団体

京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。

具体的な支障事例

【支障】

近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条文が加わったところである(平成 27 年)。しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団照会も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。

【改正の必要性】

反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「「世界一安全な日本」創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。ついては、他法律(貸金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

—

根拠法令等

中小企業等協同組合法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

石岡市、川崎市、綾瀬市、奈良県、愛媛県、熊本市、大分県

○今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや貸金業法など類似法令との整合性から改正が必要である。
○反社会的勢力排除を徹底する上で、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。

○本県においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否する法令上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考えます。

○認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考える。暴力団排除条例の制定等により、県レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を遵守する意味でも、法において排除規定を定めることに賛同する。

各府省からの第1次回答

【警察庁】

警察としては、暴力団の資金獲得活動の実態解明を図り、中小企業等協同組合法に関連する暴力団の違法・不当な介入実態が判明したならば、主管省庁である中小企業庁に情報を提供するなどの協力を行ってまいりたい。

なお、各法令において暴力団排除条項を設けるべきか否かについては、各法令が規制する事業者等における暴力団の活動の有無等の実態を踏まえつつ、主管省庁において個々の法令ごとにその必要性を判断すべきものであり、必要性があると判断されたものから可能な限り早期に当該法令を改正して暴力団排除条項を盛り込んで対応すべきものである。したがって、まずは、主管省庁である中小企業庁において暴力団排除条項の要否が検討されるべきである。

【金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

現時点で、中小企業等協同組合法に基づき設立された組合が、実際に暴力団の活動に利用されているなどの情報は警察当局などから寄せられていない。今後、必要に応じて各自自治体等からの情報提供等を通じて更なる状況把握を行うとともに、政府全体の取組状況も踏まえつつ対応してまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第1次回答

管理番号

156

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化

提案団体

郡山市

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省

求める措置の具体的内容

死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。
また、死亡保険金の相続処理に関連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。

具体的な支障事例

死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化を行うことにより、地方公共団体間における事務処理の差が解消される。
また、保険会社へ通知の発出等を行うことで、住民及び保険会社の負担が解消され、公益に資するものとなる。

根拠法令等

住民基本台帳法第 12 条及び第 12 条の 3。住民基本台帳事務処理要領第 2-4-(1)-①-ア-(カ)及び第 2-4-(3)-①-ア

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、山形市、白河市、石岡市、ひたちなか市、高崎市、所沢市、桶川市、柏市、袖ヶ浦市、江戸川区、川崎市、平塚市、多治見市、浜松市、春日井市、枚方市、八尾市、伊丹市、徳島市、宇和島市、北九州市、芦屋町、宮崎市

○死亡後の手続き全般についてマイナンバーの取り扱いの周知を行い、必要性を精査しできる限り最小限に抑えていただきたい。
○保険会社の手続き等で亡くなった方のマイナンバーについての問合せがあるが、死亡者が単独世帯の場合、

通知カードやマイナンバーカードの所在が分からないケースが多く、個人番号入りの住民票も案内できないため対応に苦慮している。現行の制度においては、同一世帯の請求については規定があるものの、同一世帯ではない直系血族の請求については規定が無いため、取り扱いについて明確化してほしい。

○保険会社や税務署、労働基準局等に提出するのに死亡者の住民票(単身者)にマイナンバー入りを求められることがあり、総務省の事務連絡の個人番号制度関係質疑応答集により交付できないと断っているが、納得されない方も少なくない。

○現在、本市でも、死亡者に関しては同一世帯以外の申請者にマイナンバー入りの住民票の交付を行っていないが、請求が多いことは事実であり、マイナンバー利用事務・マイナンバー関係事務の実施者向けに死亡者に関するマイナンバーの取扱いのルールを定め、周知することは必要と思われる。

○本市においてもマイナンバー入り住民票交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例、「死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。」が、同様に生じており、「別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化がされていないため、市での対応に苦慮する。」といった事務負担を招いている。

そのため、「死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。また、死亡保険金の相続処理に関連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。」といった提案の趣旨に賛同します。

○別世帯の請求者への説明に時間を要するケースもあり、保険会社への通知の発出は必要だと考える。

○死亡者と同一世帯であった者からの請求でなければ、死亡者の個人番号が記載された住民票の除票の写しの交付ができないこと、及び個人番号が不明でも相続手続き等が可能であることが、住民及び生命保険会社等の関係機関等に周知されていないために、窓口でトラブルになることが多く、対応に苦慮している。

このことについては、提出先である生命保険会社等の関係機関に周知するよう、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会を通じて総務省に要望しているところである。

○同様のケースが本市においてもあることから、住基法第12条の3第1項第1号の「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者」については、別世帯であっても死亡の住民票の除票に個人番号を記載できるように法改正すべきと考える。

○規定の明確化を行うことにより、市町村間における事務処理差の解消が期待される。

○死亡時に同世帯であったものがない場合、マイナンバー入り住民票を請求できないことが周知されていない、且つ、マイナンバーが各種手続きに必須であるという誤解のため、窓口でのトラブルが増えている。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まずは住民基本台帳制度を所管する総務省で検討いただくものと考えている。

【個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省】

単身世帯であった死亡者の法定代理人であった者により、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求が行われた場合であっても、個人番号が記載された住民票の除票の写しを交付することはできない。死亡者については、その代理権を有する者は存在せず、特別の請求を行うことができるのは、死亡者と同一の世帯であった者に限られる。

そもそも、個人番号関係事務実施者において、例えば、税務署に提出する支払調書等に経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、生前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。

このことについては、内閣官房から保険会社関係団体に要請を行っているものであり、引続き要請を行っていきたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第1次回答

管理番号

170

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所について、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付対象化

提案団体

兵庫県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

社会福祉法第2条に規定する事業外の施設(介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所)を、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付の対象とすること。

具体的な支障事例

【現状】

平成27年に取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を受けて、都市部の未利用国有地で定期借地権を利用して介護施設等を整備する場合に、貸付料が50%減額(10年間)されることとなった。

減額貸付の対象施設は、定期借地権設定のための一時金の支援事業(「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」(平成26年9月12日付厚生労働省医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号)別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」別記1-2の2-(3)に規定する事業をいう。)の対象となる施設のうち、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症グループホーム)である。介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所は、対象施設と同様に介護保険事業に資する施設であるにもかかわらず、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設ではないため対象外となっており、定期借地権設定のための一時金の支援事業との均衡がとれていない。

【支障事例】

介護施設等の整備について、市町の公募が不調に終わる場合、特に都市部では土地の確保が困難であることが大きな要因となっている。

平成28年に県内市町で、看護小規模多機能型居宅事業所の整備計画があったものの、土地が確保できず断念した事例がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」として、「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策を実施することとなっている。対象施設に、介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所を加えることで、都市部における施設整備の促進が期待でき、緊急対策の目的とされている高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保に資する。

根拠法令等

・国有財産特別措置法第3条

- ・社会福祉法第2条
- ・平成27年12月21日付 財理第4997号「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」通達

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

米沢市、練馬区、川崎市、田原市

○平成28年度に当団体内未利用国有地の活用について検討した際、看護小規模多機能型居宅介護が支援事業の対象外であった事が理由で、活用を断念した。看護小規模多機能型居宅介護は、当団体の第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においても整備を進める方針であり、国有地の活用も含め検討していくことから、貸付料減額の仕組みは必要であると思料する。

各府省からの第1次回答

財政法第9条は、「国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価なくしてこれを貸し付けてはならない」としており、国有地の減額貸付は、原則である財政法第9条における「法律に基づく場合」として例外的に認められているものであり、その適用は限定的に解すべきと考えております。

例外規定として、国有財産特別措置法（以下「特措法」という。）第3条において、減額貸付のできる事例は限定列挙されております。

介護保険法施行規則に基づき、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護のサービスを組み合わせて提供する看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所については、ご指摘のとおり、特措法第3条第1項一号ロ「社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設」には該当しないため、減額貸付の適用をすることは困難です。

また、「介護老人保健施設」につきましても、特措法同条に規定する「社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設」には該当しないため、減額貸付の適用をすることは困難です。

なお、「生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の用に供する施設」であれば、減額貸付の対象となります。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第1次回答

管理番号

297

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加

提案団体

相模原市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務における「所得区分」を収集可能としていただきたい。

具体的な支障事例

所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。
書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

郵送によるやり取りがなくなることで、大幅な時間短縮が図られるほか、郵送代も削減されるなど、行政の効率化・財政改善が図られる。
また、医療受給者証の発行が早まることで、患者もより早く医療費助成を受けることができ、これまでのように償還払いによる払い戻しの手続きが不要になったり、償還払いによる額を減らすことが可能となるなど、患者や家族の利便性の向上につながる。

根拠法令等

- ・健康保険法施行規則第 98 条の 2
- ・国民健康保険法施行規則第 27 条の 12 の 2
- ・児童福祉法第 19 条の 3 第 7 項
- ・児童福祉法施行規則第 7 条の 22
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律第 7 条第 4 項
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第 25 条
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 7 号及び別表第二の 9 の 項及び 119 の 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田市、群馬県、川崎市、新潟市、石川県、静岡県、京都市、神戸市、西宮市、山口県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県、宮崎市

○本県においても、医療受給者証に「所得区分」を記載することは、保険者への照会を始め、大きな負担となっている。

事務手続の負担に比較し、公費負担の縮減効果が不明確であるため、まずは「所得区分」の記載の廃止を検討願いたい。

明確な効果が期待でき、「所得区分」の記載を継続する場合は、マイナンバーによる情報連携で、「所得区分」を収集可能としていただきたい。

○本市では、年に約60回、郵送でのやりとりが生じている。

特に、各国民健康保険組合においては、返送まで1か月もかかることが多いため、受給者証発行に過度の時間を要している。

○保険者への所得区分の照会では、郵送による書類送付のための手間及び郵送代がかかる他、回答まで一定期間が必要なため、受給者証の発行まで時間を要している。

所得区分をマイナンバーによる情報連携の項目とすることで上記の支障は解消される。

○本市においても、申請書類は揃っているにも関わらず、保険者への所得区分照会を行うために医療受給者証の交付が遅れる場合がある。

照会に係る書類送付についても、照会先やタイミングが異なる他、保険者や課税状況によっては所得課税証明が必要となるため、事務が煩雑である。

○同様の支障事例が生じている。マイナンバーによる情報の連携が可能となれば、県からの所得区分照会への回答の事務と年度ごとに所得区分が変更となった方の報告の手間が省ける。

○書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している。

○受給者証の発行が遅いため、患者、家族に経済的な負担や償還払い等の手続き等の負担を強いている現状がある。マイナンバーによる情報連携を行うことで患者の利便性の向上につながる。よい。

○所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。

書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。

○現在、所得区分(適用区分)は保険者に郵送で確認しているが、マイナンバーによる情報連携で取得し確認できれば、タイムリーな対応が可能となり、事務の簡素化、適正処理につながる。

しかしながら、所得区分(適用区分)の記載を必須とする本制度の根本的な見直し、廃止については、従来から要望しているもの。

○高額療養費の限度額適用区分(所得区分)の郵送での照会に2週間ほど要しており、情報連携が可能となれば、大幅な業務改善が見込まれる。

○所得区分の記載は、保険者と書類によるやり取りをしており、手間と時間がかかっていることから、マイナンバーによる情報連携が収集可能となれば事務処理の簡素化に繋がる。

各府省からの第1次回答

【内閣府、総務省】

まず、厚生労働省において、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費及び難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における所得区分に関する情報のマイナンバーによる情報連携の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要がある、その上で必要があれば、情報連携に向けた所要の対応を検討する。

【財務省、文部科学省、厚生労働省】

本件の所得区分の確認は、認定を受けようとする者(申請者)が実施機関(都道府県等)を経由して保険者へ申し出ることとされており、当該申し出を受けて保険者が所得区分の判定を行うものである。

そのため、ご提案の情報連携については、具体的な事務フローを精査の上で、関係法令の整合性や保険者及び地方自治体におけるシステム改修のための技術面、予算面、効率性等を踏まえ、その実施の可否も含め関係省庁で連携して検討していく。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第1次回答

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

根拠法令等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

○本市においても、市内の国有地について国と管理受託契約を結び、各種イベントや駐車場、スポーツ等で利用している土地があるが、利益を得てはならない規定となっていることから、利用料収入が維持管理費用を超えない範囲でのみ貸出や活用を行っている状況である。このため、現在の契約下においては、利用料収入の大幅増に結び付く更なる活用を図ることが難しい状況となっている。

各府省からの第1次回答

財政法第9条は、「国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価なくしてこれを貸し付けてはならない」としており、国有地の無償貸付は、原則である財政法第9条における「法律に基づく場合」として例外的に認められているものであり、その適用は限定的に解すべきと考えております。

例外規定として、国有財産法第22条等において、無償貸付のできる事例は限定されております。また、同条第2項において「無償貸付は、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益を上げる場合には、行うことができない」と定められています。同条により、国有地の無償貸付は、公共性及び公益性が著しく強い場合に限られ、国から無償貸付を受けた施設が営利目的に供され又は利益をあげる場合は、無償貸付の本旨を逸脱することとなるため、原則的には認められません。

同条第2項は、地方公共団体が管理費、修繕費等の当該施設の維持に必要な費用を賄う程度の使用料、入場料等を徴収しても必ずしも当該施設の経営が営利を目的とするものとはならないと解されております。また、ある期間において、地方公共団体がある施設の経営からあげた収入が、たまたま当該施設の維持管理費用を超過しても、それだけでは当該施設の経営が利益をあげる場合に該当すると解する必要はなく、相当期間にわたって経常的に相当の額の利益をあげ、これが一般財政上の財源となるような場合等無償貸付の趣旨に反する程度に至った場合に、初めて当該施設の経営が利益をあげる場合に該当するものと考えべきと解されております。

したがって、まずは各自治体において具体的にどのような官民連携事業の推進を念頭におかれているのか、各財務局財務事務所に個別具体的にご相談いただければと思います。

次に、国有地の管理委託については、国有財産法第26条の2に規定があり、暫定的に一般公衆の利用に供するため管理を委託しているものであり、特定の受託者に収益をあげさせることを目的としたものではありません。しかしながら、法律上も管理の目的を妨げない限度において、使用または収益することは認められており、仮に毎年度の期間において収益の額が管理費用を著しく超えた場合は、同条第4項において、その超過分を「国に納付しなければならない」とされております。したがって、利用料収入の大幅増に結び付く更なる活用を妨げているものではありません。まずは、具体的な活用方法等を各財務局財務事務所に相談いただきたいと思います。

次に、国有地の管理委託については、国有財産法第26条の2に規定があり、暫定的に一般公衆の利用に供するため管理を委託しているものであり、特定の受託者に収益をあげさせることを目的としたものではありません。しかしながら、法律上も管理の目的を妨げない限度において、使用または収益することは認められており、仮に毎年度の期間において収益の額が管理費用を著しく超えた場合は、同条第4項において、その超過分を「国に納付しなければならない」とされております。したがって、利用料収入の大幅増に結び付く更なる活用を妨げているものではありません。まずは、具体的な活用方法等を各財務局財務事務所に相談いただきたいと思います。